

## 新型コロナウイルスの影響を受ける中小企業の皆様へ

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の方に対して活用できる支援策のご紹介です。

### 1. 新型コロナウイルス感染症対策貸付

新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受けている県内の中小企業者等で、1年以上同一事業を営み、最近1カ月間の売上高が前年同月に比べて5%以上減少している方。

融資利率 年0.70% (固定利率)

融資期間 10年以内 (うち据置2年以内)

資金使途 運転資金・設備資金

申込先 兵庫県融資制度の取扱金融機関

### 2. セーフティネット4号・5号の指定

一時的な売上の減少など、業況悪化をきたしている事業者に対し信用保証協会が通常の保証限度とは別枠で借入債務の100%又は80%を保証する制度です。

○セーフティネット4号

幅広い業種で影響が生じている地域について、一般枠とは別枠 (最大2.8億円) で借入債務の100%を保証。(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)

○セーフティネット5号

特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠 (最大2.8億円) で借入債務の80%を保証。(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)

### 3. 新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口の設置

兵庫県労働局では、新型コロナ感染症による労働問題 (労働条件、安全衛生、雇用の維持・確保に関する助成金等) に関する特別相談窓口を令和2年2月14日より開設しています

◎兵庫労働局総合労働相談コーナー (電話番号 078-367-0850) 受付時間 午前9時～午後5時

### 4. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ雇用調整助成金の特例の実施

特例の対象者 日本・中国間の人の往来の急減により影響を受ける事業主であって、中国 (人) 関係の売上高や客数、件数が全売上高等の一定割合 (10%) 以上である事業主が対象

特例措置の内容

休業等の初日が、令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合適用

- ① 休業等計画届出の事後提出を可能とします。
- ② 生産指標の確認対象期間を3カ月から1か月に短縮します
- ③ 最近3カ月の雇用指標が対前年比で増加していても助成対象とします。
- ④ 事業所設置後1年未満の事業主についても助成対象とします。

助成内容

助成内容と受給できる金額	大企業	中小企業
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担に対する助成 (率) 対象労働者1人1日当たり8335円が上限	1/2	2/3
教育訓練を実施したときの加算 (額)	1人1日当たり1200円	
支給限度日数	1年間で100日 (3年間で150日)	

◎問い合わせ先 ハローワーク助成金デスク 電話番号 078-221-5440